



新しい生活がスタート!! こんな契約、大丈夫!?

就職・進学・引越しなどで、慣れない生活をする中、いろんな人からたくさん声をかけられるけど、消費者トラブル大丈夫?



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

《 こんなところに気をつけよう! “トラブル別” アドバイス 》

こんにちは!
〇〇電力の者です



知らない事業者がいきなり! “訪問販売”トラブル

◇ その場ですぐに契約せず、家族や身近な人、管理会社等へ相談する。不要な契約はきっぱりと断る。



誰でも簡単に稼げる? “もうけ話”トラブル

◇ SNSの広告や、知り合った相手からのうまい話に飛びつかない。うのみにしない。



ネット回線などの電話勧誘 “通信契約”トラブル

◇ 勧誘してきた事業者の名前、料金プランやサービス内容をしっかり確認する。契約を変更する場合は契約内容をよく確認する。



● 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお近くの消費生活相談窓口、または、『消費者ホットライン188 (いやや) 番』に相談してください。

賃貸住宅の“原状回復”トラブルに注意!!

賃貸住宅を退去する際に、クロスや張替えや畳の表替えなど“原状回復”費用の負担に関するトラブルが起きています。住み始める時から「いつか出て行く時」に備えておきましょう。

契約時

- ✓ 原状回復やクリーニング費用について、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。



入居時

- ✓ キズや汚れを確認し、写真やメモで記録に残しましょう。備え付けの設備がきちんと動作するかも確認!

入居中

- ✓ 設備に不具合や故障が起こったらすぐに貸主側に連絡しましょう。

◇納得できない場合やトラブルになった場合は、**「消費者ホットライン 188」に相談してケロ!!**



消費者教育推進大使
県消費生活センターキャラクター
おたまちゃん と ジャックくん



「消費生活出前講座」の活用を!!

無料

実際のトラブル事例とその対処法をお話しします。町内会、高齢者サロン、学校、企業など、概ね10名様以上であれば**どなたでも**利用できます。

【こんなテーマでいかが? (一例)】

- 欲しいモノがあるときはよく考えよう ● 子どもの事故防止
- 若者に多いインターネットトラブル (架空請求・オンラインゲーム・通販など)
- 契約の基礎知識 ● 高齢者の消費者トラブル ● 多重債務に関する知識
- 環境にやさしいエシカル消費 ● 高齢者・障がい者などの見守りのポイント

申込み・問合せは、☎023-630-3237 までお気軽にお電話ください。



4月・5月の消費生活法律相談日

- 4月 8日 (水) (午後 2時 30分 ~ 午後 4時 30分)
- 5月 13日 (水) (午後 2時 30分 ~ 午後 4時 30分)

弁護士が無料でアドバイスします。

事前予約が必要です。右記まで電話でお問合せください。

山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1(山形県庁2階)

《相談受付》月曜~金曜 9:00~17:00

《電話番号》023-624-0999

ホームページはこちらから→

